外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中川茂夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年十一月十八日

東京都品川区大崎一丁目六番一号
アグファフォト・ファイナンス・エヌ・ヴィ
日本における代表者　中川　茂夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である韓栄洙が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月十八日

東京都文京区大塚三丁目三番五―六〇一号
株式会社**璃**成エンタープライズ
日本における代表者　韓　栄洙

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である韓男錫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月十八日

東京都目黒区上目黒三丁目一番地一四号メイツ中目黒五〇六号
ONIONTECH CO., LTD
日本における代表者　韓　男錫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である出口最一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月十八日

大阪市北区鶴野町三番九―一八〇九号
The Dance Beat Limited Partnership
日本における代表者　出口　最一

限定承認公告

本籍東京都新宿区中井一丁目一九六七番地、最後の住所千葉市稲毛区長沼町二九三番地一二二落合荘二〇二号
被相続人　亡　吉田　兼一

右被相続人は平成二十三年八月十七日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月十四日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六号旭開発ビル七〇二号
限定承認者鈴木幸恵
代理人弁護士　小松　亀一

限定承認公告

本籍東京都大田区大森西六丁目一二番、最後の住所東京都大田区大森西六丁目一二番七号
被相続人　亡　濱田　勇

右被相続人は平成二十三年六月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

千葉県市川市市川三丁目一番八号
相続財産管理人　河合　信幸

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市天白区梅が丘三丁目一四〇七番地、最後の住所愛知県名古屋市名東区新宿二丁目二二三番地シティーブリッジ東山四〇一号
被相続人　亡　大浦　博

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

愛知県名古屋市名東区新宿二丁目二二三番地シティーブリッジ東山ハイツ四〇一号
相続財産管理人　大浦　剛司

限定承認公告

本籍岡山県高梁市成羽町吹屋一八六五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　水野彌太郎

右被相続人は平成二十三年七月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月十日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

岡山県赤磐市惣分一三二番地
限定承認者　髙見　龍己

限定承認公告

本籍和歌山県紀の川市桃山町市場一二五番地、最後の住所和歌山県和歌山市加納八番地の二
被相続人　亡　永井　仁美

右被相続人は平成二十三年六月二十七日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月十日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

香川県高松市三条町二五〇番地一
相続財産管理人　永井慎太郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十二月十九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年十一月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
ストラテジック・マネジメント・エル・エル・シー
日本における代表者　田中　秀司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十三年五月二十日付官報の号外第一〇三号七十九頁に掲載されています。

平成二十三年十一月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
習志野2ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十三年五月二十日付官報の号外第一〇三号八十一頁に掲載されています。

平成二十三年十一月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
杉戸ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十三年五月二十日付官報の号外第一〇三号八十二頁に掲載されています。

平成二十三年十一月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
枚方2ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十三年五月二十日付官報の号外第一〇三号七十九頁に掲載されています。

平成二十三年十一月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
コスモス特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎